

災害時における板硝子設備等の応急復旧作業に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と奈良県板ガラス商工業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における板硝子設備等の応急復旧作業（以下「復旧作業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が管理する公共施設（以下「公共施設」という。）の板硝子設備等の復旧作業のため、乙に協力を要請する必要がある際の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害の発生により緊急に復旧作業を行う必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲の要請は応援要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請の内容）

第 3 条 この協定により、甲が乙に要請できる復旧作業は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の板硝子設備等の復旧作業に関すること。
- (2) その他、甲が必要と認める復旧作業に関すること。

（業務の従事）

第 4 条 乙は、甲から第 2 条の規定による要請を受けた時は、特別の理由がある場合を除き、乙の構成員に指示し、復旧作業の支援を行うものとする。

2 乙は、乙の構成員に対して業務の従事において、本協定の内容を遵守させるものとする。

（車両の通行）

第 5 条 甲は、乙が復旧作業を実施する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（報 告）

第 6 条 乙は、復旧作業を実施したときは、現場写真を添えて甲に対し、次の事項について

業務完了報告書（様式第 2 号）により報告しなければならない。

- (1) 復旧作業に従事した業者名及び人員数
- (2) 作業内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項

（復旧作業の費用負担）

第 7 条 この協定に基づき、乙が実施した復旧作業に要した費用については、当該災害の直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の費用について、活動終了後、乙からの請求書を収受した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

（損害補償）

第 8 条 この協定に基づき乙が実施した復旧作業に伴い、乙及び乙の構成員又は第三者に損害が生じたときは、明らかに甲の責任に起因する場合を除き、乙の負担において補償するものとする。

（災害補償）

第 9 条 この協定に基づく復旧作業に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 39 年 9 月奈良県条例第 14 号）」を準用し、甲がその損害を補償する。ただし、当該従事者が、同一事故において、他の法令による療養その他の給付又は補償を受けたときは、その給付又は補償の限度において、甲は、損害賠償の責を免れるものとする。

（防災活動への協力）

第 10 条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業への協力
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加協力
- (3) その他、甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（要請の伝達及び連絡責任者）

第 11 条 第 2 条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては奈良県総務部知事公室防災統括室長、乙においては奈良県板ガラス商工業協同組合理

事長をそれぞれ指定するものとする。

(情報交換)

第 12 条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換し、必要に応じ資料の提供を行うものとする。また甲及び乙は、災害時の被害を最小限に抑えるため、平時においても防災・減災の対策について協議・検討することとする。

(協定書の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期限満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに 1 年間継続するものとし、その後以降も同様とする。

(解 除)

第 14 条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の 1 か月前までに、文書により相手方に通知するものとする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

(甲) 奈良県奈良市登大路町 3 0
奈良県知事 山下 真

(乙) 奈良県大和高田市旭北町 8 - 3 5
奈良県板ガラス商工業協同組合
理事長 山本 尚永

(様式第 1 号)

年 月 日

災害時における板硝子設備等の応急復旧作業要請書

奈良県板ガラス商工業協同組合 理事長 様

奈良県知事

災害時における板硝子設備等の応急復旧作業に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

区 分	内 容
施設名	(所在地：)
要請内容	☐ 現況調査 ☐ 応急修理 (備考)
その他応援に関して参考となる事項	

(様式第 2 号)

年 月 日

災害時における板硝子設備等の応急復旧作業完了報告書

奈良県知事 様

奈良県板ガラス商工業協同組合 理事長

災害時における板硝子設備等の応急復旧作業に関する協定に基づく応援が、下記のとおり完了したので報告します。

記

区 分	内 容
復旧作業に従事した業者名及び人員数	事業者名： 人員数：
作業内容及び場所	作業内容 (作業場所：) ※別紙による添付を可とする
業務期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他必要事項	